

## 公益社団法人日本仲裁人協会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1-3 日本弁護士連合会内  
電話 +81-3-3580-9870 Facsimile +81-3-3580-9851

### 日本仲裁人協会：研究講座のご案内（令和6年10月）

Japan Association of Arbitrators, Research Section: October 10 Meeting  
~ The Impact of EU law and European Human Rights Law on Sports Arbitration and Anti-Doping Arbitration ~  
Language: Japanese)

日本仲裁人協会 会員 各位

日本仲裁人協会事務局（日弁連業務第二課）

TEL：03-3580-9870/FAX：03-3580-9851

下記の通り研究講座のご案内を申し上げます。Zoom リンク送付の都合上、令和6年10月8日（火）までに参加申込みをお願い致します。

#### 記

EU 法とヨーロッパ人権法がスポーツ仲裁及びアンチ・ドーピング仲裁に与える  
影響  
(会員対象行事)

日時：令和6年10月10日（木）18:00～20:00

場所：オンライン開催

※以下のリンクからご登録いただいた方全員に、Zoom のリンクをお送りいたします。

※本研究講座は、Zoom のみで開催いたします。会場での開催はございませんので、ご注意ください。

報告者：小川 和茂先生（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構・専門員/立教大学法学部兼任講師）

内容：スポーツ仲裁やアンチ・ドーピング仲裁は、JSAA のような国内仲裁機関でもスポーツ仲裁裁判所（CAS）のような国際的な仲裁機関でも取り扱われる。スポーツの世界では国際競技連盟（IF）が制定した規則・規程に基づいてスポーツ競技が実施されるところ、このような IF の多くの本部が所在している場所は、スイスをはじめとしたヨーロッパ諸国である。このため、スポーツ仲裁及びアンチ/ドーピング仲裁は EU 法やヨーロッパ人権法の影響下にさらされる。本報告では、これらの法が与える影響について、欧州連合司法裁判所（CJEU）及び欧州人権裁判所（ECtHR）の裁判例とともに検討する。

Zoom リンク送付の都合上、参加申し込みは、

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScAN0vGcNa74v09o8En8AxWJOIGHAi>

[TVhxZ6MEyRzT2D2Nbuw/viewform?usp=sf link](https://www.nichibenren.or.jp/TVhxZ6MEyRzT2D2Nbuw/viewform?usp=sf_link)

において令和6年10月8日（火）までにご登録をお願いします。上記サイトにご登録いただいたメールアドレス宛に Zoom リンクを送付いたします。

また、上記サイトへの登録にご支障がある場合には、FAX によるお申込みも可能です。FAX にてお申込みされる場合には、以下にご記載の上、日本仲裁人協会事務局宛に令和6年10月8日（火）までにお送りください。

日本仲裁人協会事務局 行(FAX: 03-3580-9851) 令和6年10月10日（木）の研究会に出席します。		
ご芳名：	ご所属等：	ウェビナーリンク送付用メールアドレス（読み間違いを起こさないよう誤りが生じやすい文字については読み仮名をご記載ください（「O」について「オー」、「0」について「ゼロ」等））。：

【事務局からのお願い】 最近、登録されているご住所に郵送物を送付しても宛先不明で返送されるケースが増えております。当会に登録されている情報（氏名・勤務先・連絡先住所・電話番号・FAX 番号・Email アドレス等）に変更のある方は、当会事務局（電話番号：03-3580-9870 FAX 番号：03-3580-9851 e-mail：jaa-info@nichibenren.or.jp）までご連絡ください。ご協力宜しくお願い申し上げます。